

穴水町危険ブロック塀撤去費補助制度

穴水町では、道路に面するブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保するためブロック塀の撤去に要する費用の一部を補助します。

■補助対象者

ブロック塀等が設置されている土地又は家屋の所有者で町税を完納している者

■補助対象工事

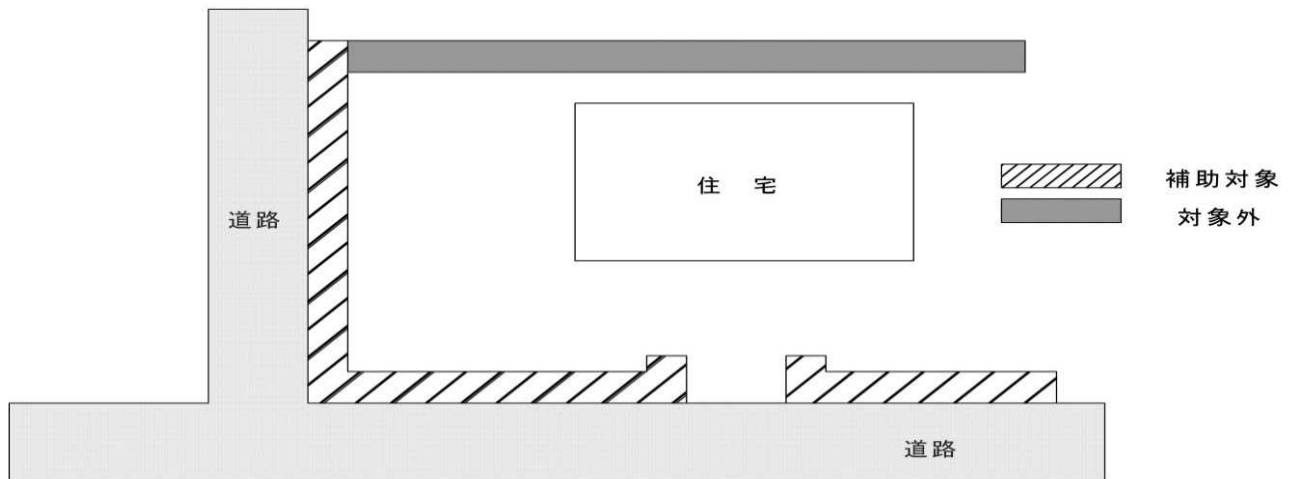
道路に面するブロック塀及び門柱で建築基準法の規定に適合しないもの、または傾きや、ひび割れ等の劣化が著しいもの。ただし、同一敷地内の補助対象は1回限りとする。

【ブロック塀の建築基準】

- ・塀の高さ 2.2m以下
- ・壁の厚さ 15cm以上(高さ2m以下は10cm)
- ・基礎の丈 35cm以上(高さ1.2m超の場合のみ)
- ・根入れ深さ 30cm以上(高さ1.2m超の場合のみ)

■補助金額

4,000円×ブロック塀の面積(m²)とし、10万円を限度とする



【補助金額の例】
4m×2.3m=9.2m² → 9m²
(1m²未満端数切捨)
4,000円×9m²=36,000円

